

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和5年9月13日

2. 回答を行った年月日

令和5年10月12日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、ユーザーに対しNFTを無料で提供し、ゲームをプレイしトークンを手に入れる中で費用を支払う、いわゆるフリーミアムモデルのNFTゲームサービス（以下「本件ゲーム」という。）を提供することを新規事業として検討している。

4. 確認の求めの内容

本件ゲームをプレイし入手するトークン又はNFTは、次の各パターンにおいて発生する取引に附随して提供される経済上の利益として、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第2条第3項に規定する景品類に該当しないことを確認したい。

Aパターン	トークンをユーザー自身のウォレットに引き出す際に対価を支払う。
Bパターン	トークンを入手するまでの時間を短縮する際に対価を支払う。
Cパターン	トークンを入手した後、本件ゲームを継続する際に対価を支払う。
Dパターン	NFTを入手するまでの時間を短縮する際に対価を支払う。

5. 確認の求めに対する回答の内容

(1) 景品表示法第4条に規定されているとおり、「内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。」とされている。

景品表示法上の景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第1項に規定されているとおり、「顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益」であって、同項に掲げるものをいう。

ただし、「景品類等の指定の告示の運用基準について」（昭和52年事務局長通達第7号。以下「運用基準」という。）第4項（4）に規定されているとおり、「正常な商慣習に照らして取引の本来の内容をなすと認められる経済上の利益の提供は、『取引に附随』する提供に当たらない」。

(2) 前記4のAパターンないしDパターンのいずれにおいても、提供されるトークン又はNFTは、景品表示法における景品類の制限の趣旨の潜脱と認められるような事実関係が別途存在しない限りにおいては、対価を支払って提供される経済上の利益に該当し、トークン又はNFTの提供自体が取引の本来の内容をなすと認められることから、取引に附随する提供に当たらず、原則として、景品表示法上の景品類の規制対象とならないものと考えられる。

(注)

本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された前記事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。